

訂正とお詫び

【INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（INPUT編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【不登法Ⅱ】

頁数	場所	誤	正
30	(2) その他 右記のとおり訂正	(い) の債権全額が弁済された場合の変更登記 登記の目的 ○番抵当権変更 原因 年月日 (い) 金銭消費貸借の弁済 変更後の事項 年月日金銭消費貸借同日設定 債権額 金800万円 利息 年3% 債務者 住所 田中太郎	
		(い) の債権弁済後は、当該抵当権は、あたかも当初から (あ) 債権のみを担保する抵当権が設定されていたものとして取り扱って差し支えなく、そのことを明確に公示するために、変更後の事項とて、原因並びに変更後の債権額及び利息を記録し、変更前の登記原因及びその日付、債権額、利息及び債務者のすべてについて抹消する記を記録する（登研587号）	